



平成 21 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ビックカメラ
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 東証一部)
問合せ先 常務取締役経営企画本部長
兼経理本部長 金澤 正晃
T E L 03-3987-8785

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 21 年 6 月 26 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示し、平成 21 年 7 月 13 日に金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出し、同日付で「答弁書と課徴金納付について」を開示いたしました。本日、金融庁より、平成 21 年 7 月 30 日付の課徴金納付命令の決定を受けました。当社としては、納付告知書に従い、課徴金 2 億 5,353 万円を納付いたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、今後の再発防止ならびに皆様からの信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

ご参考

金融庁ホームページ掲載事項 <http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20090730-1.html>

以 上